

部外使用に関する警察電話の設置等手続について

平成17年12月2日

例規（警）第46号

警察本部長

各部長・参事官・所属長

千葉県警察電話通信規程（平成16年本部訓令第24号）の第3条に規定する部外使用に関する警察電話の設置手続等については、下記のとおりとするので誤りのないようにされたい。

記

1 部外使用対象者

警察電話を部外使用させることができる者は、法令により使用することができる者のほか、千葉県警察電話通信規程第3条各号に規定されたとおりである。

なお、部外使用対象者の例は別表のとおりである。

2 設置等手続の申請要領

(1) 設置

所属長は、部外使用対象者が警察責務の遂行に当たって緊急又は緊密な連絡を要するため警察電話の設置が必要であり、かつ、警察電話を適正に使用することができるかと判断したときは、警察電話等申請書（部外使用）（別記様式第1号）により警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して本部長に申請しなければならない。

なお、部外使用電話については、関東管区警察局長千葉県情報通信部長が特に必要と認めた場合以外は、原則として局線への自動接続はできないので、設置申請に係る部外使用対象者との事前協議等の際には留意すること。

(2) 移設

所属長は、部外使用者の移転、建物の増改築等により、設置された部外使用電話を移設する場合は、警察電話等移設申請書（部外使用）（別記様式第2号）により警務課長を経由して本部長に申請しなければならない。

(3) 更新

所属長は、申請した部外使用電話の使用状況等を確認の上、年度を越えて引き続き使用させる場合は、警察電話等更新申請書（部外使用）（別記様式第3号）により毎年4月20日までに、警務課長を経由して本部長に申請しなければならない。

(4) 撤去

所属長は、設置の必要が無くなったと判断したときは、警察電話等申請書（部外使用）により、警務課長を経由して本部長に申請しなければならない。

以下別表等省略